

議案第 26 号

令和 5 年度 川根本町訪問看護事業特別会計予算

令和 5 年度川根本町の訪問看護事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 千円と定める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

川 根 本 町 長 藺 田 靖 邦

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 サービス収入		11,845
	1 介護給付費収入	7,177
	2 予防給付費収入	978
	3 医療給付費収入	1,948
	4 利用者負担金収入	1,742
2 繰入金		5,652
	1 一般会計繰入金	5,652
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	17,500

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額
1 サービス事業費		17,500
	1 居宅サービス事業費	17,500
歳出	合計	17,500

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 由	期 間	限 度 額
訪問看護車両賃貸借	令和 7 年度	400 千円
訪問看護システム使用	令和 9 年度	1,500 千円

